

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

新			旧		
別表第1（第3条関係） 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額			別表第1（第3条関係） 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額		
各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（円）	各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（円）
A	生活保護世帯等	0	A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額以下	77,100円 <u>14,100</u>	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額以下	77,100円 <u>16,100</u>
D	が次の区分に該当するもの	77,101円以上 211,200円以下	D	が次の区分に該当するもの	77,101円以上 211,200円以下
E		211,201円以上	E		211,201円以上